

『ラテンアメリカ・カリブ研究所レポート』

「太平洋同盟追加議定書が発効 — ニュージーランド、オーストラリアが FTA 締結に動く」

解説 桑山幹夫

- I. はじめに
- II. 太平洋同盟設立の経緯
- III. 追加議定書の内容
- IV. 2 国間協定と併存する追加議定書
- V. 加盟国から見たメリット
- VI. ニュージーランドとオーストラリアの関心
- VII. 太平洋同盟とメルコスール
- VIII. 解説者の感想

I. はじめに

太平洋同盟設立の礎石となる「枠組み協定」は 2012 年 6 月に署名され、3 年後の 2015 年 7 月に発効した。同盟の統合プロセスを制度化し、自由化スケジュールを明確化する「太平洋同盟枠組み協定の追加議定書」（以下追加議定書）は 2014 年 2 月 10 日に署名されていたが、それが 2016 年 5 月 1 日に発効したことで、同盟加盟国間における統合プロセスが公式に始まることになった。追加議定書の発効に関するイベントが加盟 4 か国により開催され、その内容が報道で大きく取り上げられた。本稿ではその報道内容を中心に、追加議定書の内容を加盟国の観点から紹介したい。

追加議定書の発効を受けて、同盟加盟国間での自由化が公式に始まった。太平洋同盟は加盟国間での財、サービス、資本、人の自由な移動を通して、加盟国のさらなる成長、発展と競争力を促進することを目標とするもので、関税・非関税障壁の削減・撤廃に焦点を当てる従来の「浅い統合」とは異なり、商品自由化の領域を遥かに超える「深い統合」を目指す。追加議定書の発効により、関税撤廃、原産地規則の一本化、貿易円滑化措置などの分野において、加盟国にとって大きな便益があると期待される(DIRECON 2016a)。

現在の同盟議長国であるペルーから 2016 年 7 月にその役を引き継ぐチリにおける報道筋によると、加盟が公式に承認されているコスタリカ及びパナマは同盟参加の姿勢を崩していないものの、各国の複雑な国内事情やセンシティブな分野に配慮する必要があり、両国が加盟する時期については明らかではない(Aravena 2016)。

一方で、太平洋同盟との関係強化に大きな関心をもつニュージーランドは、同盟に加盟するのではなく、「AP+1」の構想に沿って、同盟と貿易協定(FTA)を締結する姿勢を固めている。現在、フィジビリティ・スタディが最終段階に入っており、その結果が本年 7 月にチリのプエルト・バラスで開催される太平洋同盟の首脳会議で発表されることが明らかになった。ニュージーランドに続くのがオーストラリアだと伝えた(El Mercurio 2016)。

また、ミCHEL・バチエレ大統領が2014年から提唱している太平洋同盟とメルコスールとの関係強化に関する報道が目立った。両統合機構の関係強化は、単なる希望的観測ではなく、両統合機構の加盟国は関係強化に強い関心を持っており、これまで太平洋同盟との関係強化に消極的であったブラジルもルセフ大統領に対する弾劾裁判の開始が決まったことで、メルコスールの政策が大きく転換される可能性が出てきた。

II. 太平洋同盟設立の経緯

太平洋同盟設立の発端は、ベネズエラのウーゴ・チャベス大統領(当時)がアンデス共同体からの脱退を決意したことで、南米地域内での地域統合プロセスが大きく変わることが危惧された2006年に遡る。ベネズエラが抜けた後のアンデス共同体の行方を懸念したペルーのアラン・ガルシア大統領は、「太平洋の弧」(西語で *Arco del Pacífico Latinoamericano*) 構想を提唱した。「太平洋の弧」は設立当初、太平洋沿岸に位置するラテンアメリカ諸国とアジア太平洋との経済・政治対話を促し、非公式であるが高官レベルでの経済・貿易協力体制の構築を目指し、ラテンアメリカ域内で経済と貿易間での相乗効果を促すために「貿易統合」、「インフラ物流、貿易整備」「投資促進・保護」、「経済・技術協力」などの分野での連携を優先するとした。現在の太平洋同盟の統合路線と基本的に類似した実践的な地域統合構想として発足した。

「太平洋の弧」構想の立ち上げにチリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、ペルーの11か国が賛同し、2006年に設立される。「太平洋の弧」加盟国は、エクアドルを除いて加盟国が米国との自由貿易協定(FTA)を結んでいたものの、中には貿易自由化がチリ、メキシコのように進んでいない国が含まれており、またアジア太平洋諸国との貿易投資関係強化についても温度差があり、11か国間での協調路線を打ち出すことが難しく、2008年に起きたリーマンショックの影響もあって、同構想は最終的に挫折する。

2010年10月、ガルシア大統領はペルーの首都リマにおいて、「太平洋の弧」加盟国の中で自由貿易政策を共有するメキシコ、コロンビア、チリ及びパナマの首脳に呼びかけ、「深い統合」を目指す地域統合構想を提案した。独自の統合ロードマップを打ち出すために、2010年12月と2011年3月の期間に高官レベルの会合が開かれた。首脳会合がマールデルプラタ(2010年12月)、貿易相及び外務相会議がサンティアゴ(2011年1月)、貿易省次官レベル会合がメキシコシティ(2011年3月)でそれぞれ開催された。

これらの準備段階を踏んだうえで、2011年4月、同4か国は「太平洋同盟」の設立に合意し、「リマ宣言」が署名された。この会合には、パナマからは運河庁長官が出席している。2011年12月にメキシコのメリダにおいて第2回首脳会合が開催され、メキシコ、コロンビア、チリ、パナマの各国大統領、ペルーからはロンカリオ外相が出席し、「メリダ宣言」が採択された。この宣言では、前記の「リマ宣言」の内容を再確認すると共に、「設立条約」の性格を持つ「枠組み協定」を半年以内を実現することで合意している。翌年2012年3月に、上記4か国の大統領が第3回首脳会合(テレビ会合)を行い、その会合にはコスタリカ大統領も特別ゲストとして参加し、コスタリカが「太平洋同盟」オブザーバー国として承認された。

同盟の立ち上げにおいて最初に決定されなければならなかった事項は、加盟4か国間で締結されている既存の二国間自由貿易協定(FTA)に基づく、同盟創設に関する制度的枠組み、すなわち「太平洋同盟枠組み協定」の草案である。同盟の理念、加盟国間での政治的、経

済的、協力プロセスを支配する規範・規則、制度的アーキテクチャー、同盟の目標とその目標を達成するために必要な活動、新加盟国の加盟資格、オブザーバー国参加の手続きなどについて協議が行われ、その「枠組み協定」草案は2012年6月にチリで開催された第4回首脳会合で署名され、3年後の2015年7月に「枠組み協定」が正式に発効する運びとなった。

III. 追加議定書の内容

上記枠組み協定に基づき、同盟の統合プロセスを制度化する「追加議定書」が2014年2月に署名され、2016年5月1日に発効した。追加議定書は19の章で構成されており、貿易障壁の削減だけでなく、プロフェッショナルサービス、金融、海運、通信、電子商取引サービスなど、21世紀に相応しい新しい分野を含んでいる。同議定書の「機構制度に関する項目」の章には、紛争解決メカニズムが含まれている。同盟加盟国で商品、サービス、資本、人が自由に移動できることで、商品の付加価値と品質を高め、加盟国がリージョナルやグローバルなサプライチェーンに参加できるようになることが、同盟が掲げる大きな目標である。特に中小企業の国際化に貢献するような経済統合を目指す(Alianza del Pacífico 2016)。

追加議定書では、1) 締結時で92%の品目の関税が即時撤廃、2) 残りの品目は段階的に3年及び7年の期間で削減撤廃、3) 高度に敏感な品目については、最高17年と長期の関税削減期間を適用、4) 砂糖と幾つかの関連商品は優遇措置から除外、と規定されている。関税撤廃は漸次的に実行され、協定締結国の国内事情を考慮した実践的な自由化となっている。同協定の主要目的は、加盟国の国際ビジネス部門が持つ特定の海外市場での競争上の優位を確保または強化しながら、国内産業を徐々に対外競争に開放することにある。

サービスの分野では、4か国間での2国間貿易協定に含まれる基準と規制を超える譲許内容に合意している。また、電子商取引、金融サービスなどこれまで2国間協定に含まれていなかった分野でも自由化の合意が成立した。電子商取引、金融サービスをはじめ、海運サービスにおいても今回は自由化義務を負っている。ペーパーレス貿易や電子認証、デジタル証明書の制度も盛り込まれている。また、デジタル商品は関税の対象とはならない。通信部門では、加盟4か国間で自由競争が基本的に保証され、支配的企業との競争についても規制が設けられている。国際輸送および関連サービスにおいては、同盟国の港湾での同盟国所属の船舶に対して非差別的待遇を保証し、船舶とその乗組員の入国書類手続きを簡素化する。海運分野での協力は、太平洋海路を共有する同盟加盟国にとって特に重要な点である。

原産地規則(ROO)の簡素化とその統一化を図ることは、太平洋同盟の大きなメリットであるというのが加盟4か国の認識であり、加盟国間でROOの「累積」が可能となったことで域外諸国やIDBやCEPALなどの国際機関から高い評価を受けている。ROOを簡素化することで同盟域内でのサプライチェーンの構築を狙う。原産地規則が複雑で、特に特惠関税と最恵国関税との差が小さい場合に、民間企業は最恵国(MFN)関税を払うことで特惠関税待遇を放棄することがある。太平洋同盟では一般的に中間財が協定加盟国内で調達できない場合に原産地規則を柔軟に適用する。繊維アパレル部門では、より柔軟なルールが合意されており、必要な原材料が同盟域内で調達できない場合、第3国からの輸入を限られた期間免除する「短期供給」委員会に委ねる。その上、生産網を多様化するために、加盟国間で付加価値が「蓄積」出来るようになった。

政府調達の分野では、既存の基準を改善し、加盟国間での政府調達を促進する新しい基準と行動計画を打ち出している。政府調達に関する条項が既存の二国間協定に含まれていない場合には、新しく規制が設けられた。追加議定書では、「透明性」、「内国民待遇」、差別、「訴訟手続き」、「電子的手段の使用条件」の項目に於いて既存の 2 国間協定が更新された。また政府調達の対象になる機関の数を増やし、これまでの例外や除外を少なくしてゆくことで合意した。零細企業(Mipyme)の政府調達への参入を強化するための規則と活動が設定された点が注目される。

追加議定書は、貿易円滑化と税関協力の分野においてもいくつか注目すべき成果を上げている。具体的には、次のような共同活動が計画されている。1) 税関当局間での情報交換を促進することで、税関犯罪に対してより迅速に対応する、2) 国際規格の採用や情報電子化、税関手続きの簡素化を図ることによって、物品の通関を促進する、3) 同盟加盟国間での「相互承認」(mutual recognition) 基準を作成する、4) 貿易のためのシングル・ウィンドー制度 (Ventanillas Únicas de Comercio Exterior) の相互運用性向上を目指して、最初の段階では衛生植物検疫証明書と原産地証明書の発行から始める。

貿易に関する技術的障害と衛生植物検疫の 2 つの章には、2 国間貿易協定での公約、WTO での公約を越えた(WTO プラス)条項が幾つか含まれている。透明性、規制当局間の協力、科学的根拠に基づく規律の強化、市場での関係機関の間での情報交換の促進など、多岐にわたって協力体制を作り上げることで合意した。また、本協定の条項の実施プロセスを監視する委員会を設置し、化粧品や医薬品市場における規制協力に関する作業を開始することで合意している。この分野での協力を要請したのは、政府当局ではなく、4 か国の経済界であることが、太平洋同盟の実践的な自由化アプローチを反映している。

太平洋同盟は、経済統合の柱として、貿易自由化だけでなく、ビジネス機会の創造にも力を入れている。アジア太平洋経済協力 (APEC) では APEC ビジネス諮問委員会 (ABAC) の制度が設けられているように、太平洋同盟でも「太平洋同盟ビジネス協議会」が設立されている。同盟加盟国の貿易投資促進機関による共同事業として、「ビジネスマッチメイキング (Macrorrueda de Negocios)」がこれまで 3 回開催されている。ペルーのパラカスで 2015 年 6 月に開催された 3 回目のイベントでは、800 社以上の輸出入業者が集まり、その取引額は 2 億 2,000 万ドルにのぼった(Peru Mincetur 2016a)。2016 年 6 月(22~23 日)にサンティアゴで開催予定の第 4 回企画には、4 か国から 600 以上の企業が集まる予定である(DIRECON2016a)。多くの中小企業も含まれている。追加議定書が発効し、原産地規則の累積が可能になったことで、中小企業による特惠関税の利用が増えることが期待される。

IV. 2 国間協定と併存する追加議定書

追加議定書が発効したとはいえ、4 か国間で既に締結されている 2 国間協定で付与される特典が無効になるわけではないことに留意したい。追加議定書が 2 国間協定にとって代わるのではない。商品によっては、2 国間協定を利用する方が有利な場合もある。太平洋同盟か 2 国間協定を利用するかは、各企業の選択に委ねられることになる。TPP が批准され、発効した場合でも、協定間での選択肢は維持される(Morales 2016)。

同盟加盟 4 か国は、米国や欧州連合(EU)と個別に FTA を締結しており、同盟加盟国間で締結されている FTA には共通の雛形がある。その意味で、北米自由貿易協定(NAFTA)が同盟加盟国間で締結されている 2 国間 FTA の原型であり、協定間に幾つかの相違点が存在するが、それらを収斂するのはそれほど難しいことではない。一方で、同盟加盟国は国際

経済の変動に対応しながら、以前にラテンアメリカ統合連合(ALADI)の枠組みの中で締結してきた経済補完協定(Economic Complementation Agreement, ECA)を自由貿易協定(FTA)まで格上げすることで、彼らの経済状況に見合った貿易協定を摸索・追及してきた。二国間 FTA は収斂する傾向にあり、相容れない規則・規律は少ない。

追加議定書は既存の二国間協定に調和性と補完性を持たせるだけでなく、協定の内容をアップグレードする。例えば、チリ・ペルー自由貿易協定(FTA)をみると、そのアップグレードのプロセスを読み取ることが出来る。同協定は、2006年ペルーの首都リマにおいて8月に署名され、2009年3月に発効した。この協定はALADIの枠組みの中で締結され、1998年に発効した経済補完協定(ECA)第38号を受け継ぎ、それをアップグレードした「ECA プラスアルファ」的な性格を持つ。ECA 第38号の関税削減スケジュールでは、2016年7月1日の時点で両国間の商品貿易は完全に無関税となると定められていた。よって、チリ・ペルー自由貿易協定(FTA)協定ではECA第38号で制定されている関税自由化スケジュールが維持されると共に、サービス、投資分野が新たに付け加えられた(Peru Mincetur 2016b)。

チリ・ペルー自由貿易協定(FTA)は、市場アクセスだけでなく、サービス、投資、原産地規則、税関手続、セーフガード、アンチダンピング、相殺関税、競争政策、衛生植物検疫措置、貿易の技術的障壁、ビジネスパーソンの一時的入国、協力と貿易促進、紛争解決、透明性、協定の行政規定が含まれる包括的な協定となっている (Peru Mincetur 2016b)。ECAにおいて関税が完全に撤廃される日付(2016年7月1日)が、追加議定書が発効する時期(2016年5月1日)とほぼ重なるのは偶然ではない。

同じようなアップグレードプロセスがペルー・メキシコ貿易統合協定においても見られる。同協定は2011年4月6日にリマで署名され、2012年2月1日に発効した。同協定はALADIの枠組みの中で1987年に両国間で締結された経済補完協定(ECA 第8号)を引き継ぐ協定である。同 ECA では、メキシコの対ペルー商品の439品目関税リストの内、僅か157品目が100%の特恵関税の対象となっていた。一方で、ペルーの対メキシコ商品に関する関税においては、252品目の内、102品目が100%の特恵の対象となっており、関税低減・撤廃において特恵の範囲が限られていた。この ECA にはサービスと投資に関する条項が含まれていなかった(Peru Mincetur 2016b)。

ACE 第8号を深化するための交渉は2006年1月に始まったが、当時の貿易政策と農産物に関連する問題が浮上したことから、交渉は遅延され、最終的には2011年4月に署名された。ペルー・メキシコ貿易統合協定は、市場アクセスに関する規律、原産地規則、地名称の認識、セーフガード、不公正な取引慣行、衛生植物検疫基準、専門資格の相互承認、投資、サービス、貿易の技術的障壁、紛争解決、協定の行政規定などの条項が含まれた。同協定により、特恵関税の対象となる商品は12,000品目におよび、エビ、花、缶詰、ビスケット、甘ロウインなど、ペルーの関心が高い商品がメキシコへ無税で輸出できるようになった。また、繊維・衣料品などのペルー輸出商品については、15%の関税が協定発効の時点で無税となった(Peru Mincetur 2016b)。

チリ・コロンビア自由貿易協定 (FTA) においても、同じような経緯がみられる。同 FTA により、2012年の1月から両国間の関税は100%撤廃されている。自由化率が高い「深い」FTA であるが、ここまでに至る道筋は生易しいものではなかった。その出発点は、1993年12月に署名され翌年4月に発効した経済補完協定(ECA 第24号)である。同 ECA が自由貿易協定のレベルに格上げされるのは7年先まで待たなければならない。2006年8月に両国首脳は FTA を交渉することで合意、3か月の交渉の末、同年11月に FTA が署名されたが、それが発効するのは2009年の8月である。同自由貿易協定は、ECA にはサービス、投資、

政府調達に関する章が組み込まれた。チリが締結する FTA において政府調達に関する章が含まれるのは、南米ではコロンビアが初めてである。原産地規則、税関手続、貿易円滑化、競争政策、衛生植物検疫基準や貿易の技術的障壁など、すべての分野において改善策が施された(DIRECON 2016b)。

V. 加盟国から見たメリット

チリ、コロンビア、メキシコ、ペルーによって構成される太平洋同盟の GDP は 2013 年で 2 兆 2,000 ドル(名目)、人口は合わせて 2,170 万人の潜在市場で、一人当たり GDP は 16,600 ドルに達する(Peru Mincetur 2016a)。因みに、同盟 4 か国の輸出は 2015 年に、合わせて 5,131 億ドル、輸入は 5,504 億ドルである。同盟域内での関税・非関税障壁の撤廃により、域内貿易・投資だけでなく、アジア太平洋も含めた第 3 国・地域との通商活動が活発化することが期待される。

市場アクセスに関しては、残存の関税を 4 か国間で撤廃するのが大きな目的である。しかし、同盟国間の貿易の 92%が既に自由化されているのが現状で、例えば、コロンビアの場合、ペルーの全商品、メキシコ商品の 95%、チリ商品の 100%が無税でコロンビア市場にアクセスできるようになっている。一方で、ペルーではコロンビア商品の 100%、メキシコでは 97%、チリでは 99%の商品が無税で輸出できる(Colombia, MINCIT 2016b)。追加議定書が発効する以前に同盟 4 か国間では商品の自由化が進んでいるのが分かる。

1. チリ

チリにとって同盟市場は貿易と投資において重要である。2015 年の対同盟貿易額は 78 億ドルに達した。輸出額は 38 億ドル、輸入額は 41 億ドルで、チリの輸出、輸入総額のそれぞれ約 6.0%、6.6%を占める。投資累積額で見ると、対コロンビア、メキシコ、ペルー直接投資(FDI)は合わせて 1,000 億ドルを超えると推定される。一方で、これら 3 国の対チリ FDI 累積額は 2015 年に 1,145 億ドルにのぼる(DIRECON 2016a)。

チリの観点からすると、追加議定書の発効により、コロンビアとペルーがこれまで設定していた農産品の価格帯が撤廃されることで、利益が大きいと伝えられる。メキシコの場合には、二国間の FTA において自由化の対象から外れていた商品リストが改定されることで、幾つかの商品に対する障壁が削減される。商品の 92%は追加議定書が発効した時点で、関税が撤廃される。例えば、食用油やタバコなどの商品の関税がゼロとなる。

残りの 8%は 2030 年までの関税引き下げスケジュールが設定されている。8%の中には粉乳、チーズ、リンゴなど同盟域内でもチリが特惠待遇を受ける商品が幾つか含まれる。チリ・メキシコ二国間協定で定められているのと同様に、チリ産のリンゴに対する関税はゼロ無税が適用されるが、メキシコ政府はその他の同盟加盟国からのリンゴに対して 12%の関税をかけている(Estratégia 2016)。このように、既存の 2 国間協定の下での市場アクセス条件が追加議定書で付与される条件と同じであれば、輸入事業者は 2 国間協定と追加議定書のどちらか一つを選択できる。

科学的根拠に基づく規律の導入により、技術的障害(TBT)や衛生植物検疫(SPS)措置、加えて「貿易円滑化」と税関協力により貿易規制の透明度が高まることが期待される。果物、加工食品やサケ・マスの対太平洋同盟 3 か国輸出が 2015 年に 9 億 9,000 万ドルに達したチリにとって、この分野での規制調和化が持つ意義は大きいと指摘される(Estratégia 2016)。

原産地規則の「累積」が可能となったことで、同盟4か国内で生産された原材料、中間財の付加価値が域内で累積されるようになり、1加盟国内での付加価値が限られる場合でも特惠関税の恩恵を享受出来るようになる。原産地規則の「累積」が同盟の最大メリットであるとチリ貿易振興局長(プロ・チリ、ProChile)、ロベルト・パイヴァ氏は語る。例えば、リンゴジュースを生産する際に、同盟国からのリンゴを使用すれば、特惠関税が付与されるので、リンゴ生産国であるチリに有利に働く。また、原産地証明書が同盟国を繋ぐ「貿易のためのシングル・ウィンドー制度」(Ventanillas Únicas de Comercio Exterior)に2016年の下半期に取り入れられることが決まっており、物流が円滑になると日本の経団連に相当する生産商工連合(CPC)会長、アルベルト・サラス氏は期待する(Estrategia 2016)。

チリ工業連盟(SOFOFA)の会頭、ウーゴ・バイエルレイン氏がシングル・ウィンドー制度の4か国間の相互接続性に関して質問したところ、アンドレス・レボジェド国際経済関係総局長(DIRECON)は「ソフトウェアの準備は殆ど完了しており、シングル・ウィンドーの運営に関する規制は既に整っている。7月1日の首脳会議には結果を示すことができるだろう」と答えている。まずは、植物検疫証明書の交換から初め、第二のステップとして原産地証明書の転送交換へと段階的に進めていく計画である。政府調達においても詳細について更なる協議が必要であると報じられる(Aravena 2016)。

2. コロンビア

コロンビア貿易における太平洋同盟の存在感は大きい。対同盟輸出総額は2014年に31億ドルで、対世界輸出の5.6%、対ラテンアメリカ輸出の19%を占める。同盟からの輸入は同年には71億ドル、コロンビアにとって大きな赤字となっている。コロンビアが2014年に太平洋同盟に輸出した商品の72%が非鉱物・エネルギー製品である。主な輸出品目は石炭(17%)、基礎化学品(13.7%)、自動車(8.1%)、農工業品ストリップ(7.8%)、石鹼、化粧品やその他(7.6%)である(Colombia, MINCIT 2016b)。

コロンビアは太平洋同盟の重要な投資国でもありまた被投資国でもある。2013~2014年には、同盟3カ国から23億ドルの直接投資があった。中央銀行の統計によると1994~2014年の累積額は100億ドルに達した。一方で、コロンビアの対チリ、メキシコ、ペルー向けのFDIは2013~2014年に13億ドル、1994~2014年の累積で80億ドルにのぼる(Colombia, MINCIT 2016b)。

同盟域内で自由化が進めば、コロンビアにとってメリットが大きい分野としてアグリビジネスが挙げられる。特に、ビスケット、チョコレート、油、ペットフード、牛肉と子牛肉(免疫の問題が解消された場合)、鶏肉、卵、乳製品(粉ミルクを含む)などにおいてもビジネス機会が増える。同様に、現在、メキシコが67%、および20%の高関税をかけているコーヒーとバナナの商品が2030年までに無税になることで、大きなビジネスチャンスが生まれる。また、原産地規則が簡素化、一本化されることで、民間企業は自動車、繊維・衣服、化粧品において攻勢にでる可能性が出てきた(Colombia, MINCIT 2016b)。

コロンビアの場合、チリ向け輸出において、これまで関税がかけられていた41品目が追加議定書発効時点で無税となる。対メキシコ輸出では、これまで輸出できなかった413品目が今回の議定書の発効で出荷可能となる。輸入に関しては、5,205品目の関税リストのなかで92%の品目が無関税となる。その他の8%は3年から17年の関税低減の期間で撤廃される(Colombia, MINCIT 2016a)。

一方で、文化の親和性、言語、地理的条件からすると、サービス部門での輸出が期待できる。特に加盟3か国ではソフトウェア開発、メキシコではグラフィック通信、チリとペルーでは、エンジニアリングとプロフェッショナルサービスが期待できる。これらのサービスは太平洋同盟協定のサービス交渉において優先された分野である(Colombia, MINCIT 2016b)。

追加議定書がコロンビア企業にもたらす最大のメリットは原産地規則の「累積」制度である。加盟国間での貿易、また第3国市場との取引において付加価値の累積が可能となる。「現代の生産構造に対応することで市場が拡大され、コロンビアが地域と世界のバリューチェーンに参加することが促進される。また、アジア市場へのアクセスを拡大することが出来る」とサラスチ外国貿易次官は語っている。特に、衣類・繊維製品、機械機具、化学製品、包装、プラスチック製品、ペンキ・ニスなどの商品において世界のバリューチェーンへの参加が期待できる。加えて、同盟4か国の政府調達を合わせて700億ドルの規模であり、政府調達の分野においても、ビジネス機会が生まれると期待される(Colombia, MINCIT 2016a)。

3. メキシコ

太平洋同盟域内で関税削減・撤廃の対象となる商品は農業分野に集中しており、トウモロコシ、小麦、コーヒー、バナナ、豆、ジャガイモなどの関税が削減される。砂糖は例外となる。特定の品目においては、メキシコは同盟加盟3か国に対して高い関税をかけている。例えば、鶏肉には218%、豆類には117.7%、チーズには115.4%、サトウキビには33.9%の高率となっている。太平洋同盟国に対して2026~2030年の間に、完全撤廃されることになる(Morales 2016)。

追加議定書の発効により、メキシコの関税は段階的に撤廃される。インスタントのブラックコーヒー、およびティラピアやマスなどの魚の切り身は2018年から、エビは2023年から、フレッシュチーズは2016年から関税が削減される。また、イカ、コンデンスミルク、様々な種類の革靴などは2023年に関税が撤廃され、ジャガイモ、豆、コーヒーなどは2030年に完全撤廃される(El Economista 2016a)。

太平洋同盟は、関税障壁の撤廃だけでなく、リージョナル、グローバルなサプライチェーンの構築に重点を置くことから、製造業での国際市場進出を狙うメキシコにとって戦略的な役割を果たすと期待される。「太平洋同盟は(メキシコ)の投資計画や生産プロセスを援助する」だけでなく、同盟国と協調することで「第3国市場との貿易が拡大するであろう」とメキシコ国際企業連盟(Comce)のフェルナンド・ルイス・ドゥアルテ理事長は語っている(El Economista 2016b)。その他に、太平洋同盟は教育、鉱業、観光、共同投資促進などの様々な分野で協力することで、アジア太平洋地域との関係が更に改善される可能性が高い。

メキシコにとって太平洋同盟がもたらすもう一つのメリットとして、TPPに参加していないコロンビアが同盟に参加していることが挙げられる。コロンビアはアジア太平洋地域会議(APEC)のメンバーではなく、コスタリカとパナマとならんでAPECの加盟を正式に要請しているが、新メンバーの加盟は1997年から無期限のモラトリアムで、参加できていない。

4. ペルー

ペルーの対同盟 3 カ国輸出額は 2015 年に 249 億ドルで、そのうち非伝統的な輸出額は 160 億ドル、総額の 64%に相当する。チリ向けの非伝統的商品輸出は 68 億ドル(対同盟非伝統的輸出に占める割合は 43%)、コロンビア向けは 65 億ドル(40%)、メキシコ向けが 26 億ドル(17%)となっている。対チリ輸出に関わったペルー企業は同年には 1,554 社、対コロンビア輸出では 957 社、対メキシコ輸出では 658 社が取引に関わっている。同盟向けの非伝統的輸出を分野別でみると、化学工業、農業、鉄鋼冶金、金属機械・繊維が主な産業である。品目として、銅線、セラミックタイル、硫酸、プラスチック、タイヤ、パブリカ、印刷広告素材、リン酸カルシウム、パスタ、香水などが含まれている。ペルーが先進国向けに輸出する品目とは異なることが多く、生産・貿易構造の多様化に貢献していると政府は強調する(Peru, Mincetur 2016a)。

同盟地域は輸出のプラットフォームだけでなく、ペルー中小企業の国際化の観点からして重要な役割を果たすとペルー政府は考えており、これら企業を対象としたセミナーやインターネット上の説明会を開催するよう輸出促進を担当する機関に指示している。将来、食品、衣料品、化学物質、エネルギー、自動車だけでなく、建設業やその他のサービスが増える可能性があるとマガリ・シルバ貿易観光相は述べる(Peru, Mincetur 2016a)。

ペルーにとって太平洋同盟はビジネスチャンスを提供する戦略的な意味を持つ同盟である。ペルーのパラカスで 2015 年 6 月に開催された第 3 回の「ビジネスマッチメイキング(Macrorrueda de Negocios)」では、800 社以上の輸出入業者が集合、2 億 2,000 万ドルの取引が行われた(Peru Mincetur 2016a)。また、本年 10 月にリマで第一回ビジネスリーダー会議(Encuentro de Empresarias Líderes de la Alianza del Pacífico)が開催される予定である。資本や投資へのアクセス、国際化、リーダーシップ、ビジネス競争力、技術革新と持続可能性について議論される模様である(Peru, Mincetur 2016a)。

加えて、ペルー政府は太平洋同盟ビジネス協議会(Consejo Empresarial de la Alianza del Pacífico-CEAP)を大きく評価している。同協議会との連携で、4 カ国の輸出推進機関が主にヨーロッパ、アジア、米国など、20 カ国において 61 件の共同プロモーション活動を通じて協力しており、設立以来 4 年経つ太平洋同盟は、ペルーにとって貿易、投資、協力と統合の観点からして重要であると、シルバ貿易観光相はペルー企業の国際化に貢献する同盟を高く評価する。太平洋同盟ビジネス協議会の代表で、ペルー工業協会(Sociedad Nacional de Industrias)会長のアンドレス・フォン・ウェデマイヤー氏は、同盟内でのルールの一貫化、金融市場の統合、生産連結、教育などの分野における活動はペルーにとって大きなプラスになっていると述べる(Peru, Mincetur 2016a)。

VI. ニュージーランドとオーストラリアの関心

ニュージーランドは 2015 年 6 月から太平洋同盟との関係強化に向けて、積極的に動き始めている。太平洋同盟に加盟するのか、それとも「AP+1」の方式で、同盟と自由貿易協定を締結するののかはこの時点では明らかではなかったが、ニュージーランドのティム・グローサー貿易相が同盟との協定締結について 4 カ国に公式に提案している。メキシコ経済産業省の貿易相次官であるフランシスコ・デ・ローゼンツヴァイク氏は「メキシコ政府は、ニュージーランドが太平洋同盟に参加すること歓迎する」との談話を出している。同盟との関係強化に関心を示すカナダに先立っての意思表示である。メキシコの観点からすると、「ニュージーランドの加盟は、太平洋同盟を更に強靱なものにする一方で、太平洋の反対

側で、メキシコ産商品を促進するために、日本だけではなく、もう一つの架け橋を持つことが出来る」とローゼンツヴァイク氏は語っている(Morales 2015)。

ニュージーランドはメキシコとの FTA に署名することに 2007 年以来関心を示していた。だが、両国は TPP 加盟国であることから、コロンビアを除く太平洋同盟国とは既に特惠の関係にあるといえる。その意味で、ニュージーランドだけでなく、オーストラリア、日本、シンガポールなどのアジア太平洋地域諸国と同盟各国の「AP+1」構想に基づく関係強化は可能である。

追加議定書が発効したことで、同盟は統合プロセスを深化するためにその他の地域との関係強化を図る姿勢をみせている。特に、アジア市場を視野に入れており、「ASEAN 諸国との対話、APEC とのアジェンダの立ち上げ、オブザーバー国との関係強化」を進める用意があることを、7 月 1 日から太平洋同盟の議長国となるチリ国際経済関係総局長アンドレス・レボジェド氏は演説で述べている。

VII. 太平洋同盟とメルコスール

2014 年 6 月、メキシコのプンタミナで第 9 回太平洋同盟首脳会合が開催され際に、チリのバチェレ大統領がメルコスールなどの経済ブロックとの関係強化について太平洋同盟との連携を重視するよう強く要請したことで、両統合機関の閣僚会合を開催することが「プンタミナ宣言」に盛り込まれた。その要請を受けて、同年 11 月にコロンビアのカルタヘナにおいて第 1 回太平洋同盟・メルコスール閣僚会議が開催された。また、同会合のフォローアップとして、各加盟国の閣僚、学者、起業家などの参加によるセミナーがチリの首都サンティアゴで同年 11 月末に開催された(SICE から 2016 年 5 月ダウンロード)。

チリ政府が提唱する太平洋同盟とメルコスールの関係強化は、関税や通商ルールの共通化のように現時点では難しいとされる領域ではない。むしろ、両統合機関の間で貿易・投資における相乗効果が期待される人の移動、衛生植物検疫、インフラ、製造業の輸出促進、観光、エネルギー、科学、技術、サプライチェーンの育成と中小企業の国際化などの分野で協力すること、加えて輸出手続きに関する行政の窓口を一本化する「シングル・ウインドー」制度、原産地規則の累積と電子証明書など、貿易円滑化措置に関わる分野での協力が優先される(桑山 2014)。両統合機構加盟国は、閣僚のレベルで既に 2 回会合をもっており、近いうちに貿易円滑化の分野でより具体的な政策を打ち出せるように作業部会が予定されている(Aravena 2016)。

アルゼンチンのマクリ政権は従来のメルコスールを軸とする地域統合政策を修正する必要性を明らかにしている。本年 5 月にマルコーラ外相が上院で行った演説で、アルゼンチンは海外市場との統合を促進する必要性を訴え、太平洋同盟にオブザーバーとして参加することが賢明であると主張している。加えて、「メルコスールは太平洋への玄関を必要としている」と述べた上で、メルコスールが太平洋同盟と最終的に貿易協定を締結する準備段階となる、太平洋と大西洋を結ぶ鉄道道路(Bi-Oceanic Corridors)プロジェクトについて詳細な報告をしたと伝えられる(Dinatale 2016)。

マクリ政権は、具体策を太平洋同盟と進めると同時に、欧州連合(EU)との交渉を終結したい考えである。EU との交渉は 5 月後半には終了可能であると同外相はみている。また、ブラジルのルセフ大統領の弾劾問題については、ブラジルではキルチネル派の議員が主張するような政変(クーデター)は起こっておらず、メルコスールの「民主条項」を適用してメ

ルコスールからブラジルを除名することは無謀であると主張、ブラジル議会での大統領起訴措置を尊重する姿勢を示した(Dinatale 2016)。

解説者の感想

追加議定書が発効したことで、公式な統合プロセスがスタートする。しかし、メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ、これら4か国は個別の2国間FTAが既に発効しており、多くの品目で関税が既に撤廃されているか、低関税で輸入できる。残存する高関税が2030年までに時間をかけて削減される。よって、太平洋同盟の関税障壁の撤廃は低関税率からの自由化であり、域内での関税撤廃による「貿易創出」機会には限界がある。関税障壁の領域を超えた分野で統合が進んで初めて、同盟の経済的メリットは拡大する。

その上、太平洋同盟の世界貿易額はメルコスールのそれを上回るものの、同盟の域内貿易の額は小規模であり、同盟域内においてサプライチェーンを構築するには限界がある(桑山2014)。同盟諸国は生産・貿易面で補完性が高いメルコスール諸国と連携を深めることで、初めてラテンアメリカ域内でのサプライチェーンが推進される。また、大西洋側南米諸国と協力することで、アジアのサプライチェーンにもより効果的に参入できるようになる。同盟加盟国が持続的に貿易と投資を増進するためには、補完性が高い大西洋側南米諸国への市場拡大が必要であるが、太平洋同盟の便益は、関税障壁撤廃の領域を超える貿易投資ルールの共通化、貿易円滑化措置、そしてインフラ整備の共同開発などの分野から発生すると考えられる。

追加議定書が発効し、数多くの共同プロジェクトが企画され、実施されることになる。ただ、留意したい点は、太平洋同盟加盟国は枠組み協定の発効以前の3年も前から様々な分野で「事実上の統合」(de facto integration)を実践的に促進してきたことである。例えば、以前から発効中の2国間協定の枠組に従って市場アクセスが改善され、輸出促進機関の海外での事務所共有、展示会及び外交活動の共催などの輸出促進事業、人の移動(2012年11月以降、ビザの除去)、ラテンアメリカ統合証券市場(MILA)、ビジネス提携(太平洋同盟ビジネス協議会の設立)、協力(教育、学術、科学、金融セクター、ビジネス、中小企業の育成)活動の推進、そして、経済財務閣僚会議や国会議員の定期会議の制度の設定等、多くの制度を設立し、同盟加盟国は枠組み協定が発効する以前に既に統合に向けて具体的な活動を開始していた。

この意味で、太平洋同盟は「自由貿易圏」の概念を遥かに超える事実上(de facto)の統合機関として既に活動しており、業績を上げている。それが世界各国から高い評価を受ける理由である。現時点で42か国がオブザーバー国の資格で同盟に参加している背景には、同盟の実践的アプローチがある。これからも貿易自由化のみに焦点を当てるのではなく、官民連携(PPP)を更に強化することで、メルコスールとの対話を促進するのが賢明と考えられる。

近い将来、ニュージーランド、オーストラリアなどのアジア太平洋諸国が太平洋同盟と「AP+1」のスキームで自由貿易協定を結ぶ可能性が出てきた。カナダも同じような戦略を考えているのかもしれない。このような状況において、日本も太平洋同盟加盟国とのEPAを提唱してもよいのではないか。チリ、メキシコ、ペルーはTPP参加国でもある。日本は、チリ、メキシコ、ペルーとは個別にEPAを締結済みである。コロンビアとは交渉中である。既存の3つのEPAを束ねて、規則・ルールを一律化することは日本にとって有益で、その第一段階として、3EPA間での原産地規則の「累積」を可能にすることが期待される。

参考文献

Alianza del Pacífico (2016) “Comunicado Conjunto de los Países Miembros de la AP con motivo de la entrada en vigor del Protocolo Adicional al Acuerdo Marco”, OAS ホームページからダウンロード (2016年5月)。

[http://www.sice.oas.org/TPD/Pacific Alliance/Entry into force/Entry into force Protocol to Framework Agreement s.pdf](http://www.sice.oas.org/TPD/Pacific%20Alliance/Entry%20into%20force/Entry%20into%20force%20Protocol%20to%20Framework%20Agreement%20s.pdf)

Aravena, Lucy (2016), “Alianza del Pacífico y Mercosur trabajan en agenda conjunta para facilitar comercio”, El Pulso.cl, 17 de marzo.

<http://www.pulso.cl/noticia/economia/economia/2016/03/7-81491-9-alianza-del-pacifico-y-mercosur-trabajan-en-agenda-conjunta-para-facilitar.shtml>

Colombia, Ministerio de comercio, industria y turismo(MINCIT),(2016a) “ Protocolo Comercial de Alianza del Pacífico, abre la puerta para aprovechar nuevos mercados”, Bogotá, D.C., 30 de abril.

<http://www.mincit.gov.co/publicaciones.php?id=36424>

Colombia, Ministerio de comercio, industria y turismo(MINCIT),(2016b) “100 Preguntas de la Alianza del Pacífico”, 2016年5月ダウンロード。

<http://www.mincit.gov.co/tlc/publicaciones.php?id=7180>

Dinatale, Martín(2016), “El Gobierno instó al Mercosur a alinearse a la Alianza del Pacífico”, La Nación, 05 de mayo.

<http://www.lanacion.com.ar/1895562-el-gobierno-insto-al-mercosur-a-alinearse-a-la-alianza-del-pacifico>

DIRECON (2016a), “Acumulación de origen será una de las ventajas más importantes de Alianza del Pacífico”, 04 mayo.

<https://www.direcon.gob.cl/2016/05/acumulacion-de-origen-sera-una-de-las-ventajas-mas-importantes-de-alianza-del-pacifico/>

DIRECON (2016b), “Acuerdos comerciales”, DIRECON ホームページ、2016年5月ダウンロード。

<https://www.direcon.gob.cl/acuerdos-comerciales/>

El Economista (2016a), “Alianza del Pacífico, en marcha: SRE”, 01 de mayo, 1.

<http://eleconomista.com.mx/industrias/2016/05/01/alianza-pacifico-marcha-sre>

El Economista (2016b), “Alianza del Pacifico: Inicia desgravación con un débil comercio exterior”, 29 de marzo.

<http://eleconomista.com.mx/industrias/2016/03/29/inicia-desgravacion-debil-comercio-exterior>

El Mercurio(2016), “Alianza del Pacífico y Nueva Zelandia estudian la factibilidad de acuerdo commercial”, 04 de mayo.

<http://www.economiaynegocios.cl/noticias/noticias.asp?id=248649>

Estrategia(2016), “El Protocolo de la Alianza del Pacífico Va Más Allá que un Acuerdo de Libre Comercio”, viernes, 06 de mayo. <http://www.estrategia.cl/6406/Titulo>

桑山幹夫 (2014) 『ラテンアメリカ・カリブ研究所レポート』「太平洋同盟のメルコスールと関

係強化—その意義と必然性」、ラテンアメリカ協会、10月。

Mexico, Secretaria de economia (2016) “Reunión de Ministros de Relaciones Exteriores de la Alianza del Pacífico”,

<http://www.gob.mx/sre/prensa/reunion-de-ministros-de-relaciones-exteriores-de-la-alianza-del-pacifico>

Morales, Roberto (2016), “Entra en vigor desgravación arancelaria de la Alianza Pacífico”, adanasrevista, 17 marzo.

<http://www.aduanasrevista.mx/entra-en-vigor-desgravacion-arancelaria-de-la-alianza-pacifico/>

Morales, Roberto (2015), “Nueva Zelanda busca integrarse a Alianza del Pacífico”, El Economista, 04 de junio.

<http://eleconomista.com.mx/industrias/2015/06/04/nueva-zelanda-busca-integrarse-alianza-pacifico>

Peru, Mincetur (2016a), “Ministra Silva:Alianza del Pacífico es plataforma idónea para que Pymes peruanas se internacionalicen”,

<http://ww2.mincetur.gob.pe/ministra-silva-alianza-del-pacifico-es-plataforma-idonea-para-que-pymes-peruanas-se-internacionalicen/>

Peru, Mincetur (2016b) , “Acuerdos comerciales de Perú”, Mincetur ホームページ。2016年5月ダウンロード。